

はじめに

諸国の東照宮や大社に併設された神宮寺を末寺化し、山王一実神道に基づいた神仏習合の祭祀を執行して教線を伸ばしていた天台宗は、明治元年（一八六八）に新政府が発令した神仏分離令によって甚大な打撃を蒙った⁽¹⁾。さらに、明治五年に開始された教部省による教導職制度に取り込まれ、他の仏教教団と共に神道に基づく国民教化政策に従事したが、同八年の神仏合同大教院廃止に伴い教部省が発令した「信教自由の口達」を契機に、天台宗の教義を踏まえた新たな宗務を実施することとなったのである⁽²⁾。

発表者は、拙稿において右のような経緯で始まった天台宗務組織の形成過程について以下の点を指摘した。すなわち、①明治一三年に天台宗初めての議会である大会議が開催され、教団運営の基本方針となる「学林を扶起して教行を翼張する事」、「宗務を改理して本末を維持する事」の二大綱が決定されたこと、②著しい荒廃の状況にあった延暦寺の堂塔伽藍を復興させるために、明治政府の支援の下で久邇宮朝彦親王を会長とする崇叡会が組織され、全国的な勸進活動が展開されたこと、③大会議によって初めての教団規則が作られるが、宗内での紛争が原因で円滑な運用が妨げられたこと、④明治一七年に出された太政官布達第一九号の規定により宗制寺法を制定することになり、『天台宗宗制寺法』が同一八年六月に内務省より認可されたことなどである⁽³⁾。

本発表では、拙稿の成果を踏まえて明治中期における宗務組織の展開について検討する。発表者が明らかにしたように、明治一〇年代後半から天台宗の布教活動を主導した宗務庁職員の新津実全は、神仏分離令の影響で停滞する教団の現状を嘆き、西日本各地を精力的に巡教して教線の回復に努めたが⁽⁴⁾、そのような教団の状況を踏まえて宗務庁が展開した施策の内容と、逢着した問題点について論じてみたい。

一 『天台宗宗則』の制定

明治一八年（一八八五）に成立した『天台宗宗制寺法』は、同一三年の大会議における議論の枠組みを継承し、僧侶の教育課程を定義した甲第一大綱宗制一〇章と、寺格・教師等級・住職任免方法などを規定した乙第二大綱一三章の全二三章構成になっていた⁽⁵⁾。『山家学生式』に基づいた教育課程と、それに結び付けられた教師等級は天台宗の理念を示したものと評価できるが、明治二一年に早くも改正が議論されることになった。

四月二五日に会議の開催が各府県の宗務取締に下達され⁽⁶⁾、六月一日に各府県から選ばれた議員三六名と番外議員一五名が滋賀院に召集された。四日から行われた本会議の冒頭で天台座主大杉覚宝代理の村田寂順が開会旨趣を読み上げ、議題が宗制寺法の改良・興学布教・本山維持の三点にあることを示すとともに、「布教の点に至ては（中略）之を勉むる者は少く之を怠る者は多し、（中略）憲法制規の厳ならざるに依らざるはなし⁽⁷⁾」と、規則の不備が布教活動を停滞させた原因になっていることなどを論じている。

会議の結果、甲一二章・乙一〇章で構成される『天台宗定則』が制定され、九月一八日

に内務大臣の認可を受けたが、管見の限りでは原本を見出せておらず、内容の詳細は不明である。しかし、会議後に宗務庁より出された通達から次の六点が規定されたことがうかがえる。すなわち、①天台座主の公選、②宗務庁幹部と各地方宗務正副取締の公選、③職級義納金の徴収、④学林制度の定義、⑤大教区の設置、⑥宗務庁の移転である。

①天台座主の公選は、大杉の遷化後に選挙の実施を示達した明治二三年二月一日「庚寅宗達第二号」から、所撰者（被選挙権者）が探題の職にある僧侶七名、能撰者（選挙権者）が四等別格寺以上末寺住職・各府県宗務正取締とされていたことが分かる。⁽⁹⁾三月一日に開票が行われ、三浦実源が当選した。明治二六年三月に三浦は改選を迎えており、任期は三年であった。

②宗務庁幹部と各地方宗務正副取締の公選は、明治二一年七月の通達により実施が指示された。⁽¹²⁾宗務庁幹部については明治二一年九月一日「宗務庁告示戊子第五号」で結果が公表されており、総務局長に中山玄航、庶務課長兼議事課長に福恵道貫、法務課長兼教務課長に清見淑栄、学務課長兼文書課長に坊城皎然、会計課長兼山務課長に高木習道が当選している。任期は宗務庁幹部・各地方宗務正副取締ともに三年である。⁽¹³⁾

③職階義納金の徴収は、明治二一年九月一日「宗務庁告示戊子第六号」で七月分からの開始が通達されている。⁽¹⁵⁾従来は主たる賦課金として寺格に応じて末寺に割り付けられる諸寺院課金が存在したが、興学布教と本山維持のために教師等級に応じて住職個人が毎年負担する新たな財源が設定されたのである。明治二二年度の宗務庁会計出納報告では歳入七二一四円六四銭三厘四毛のうち諸寺院課金が五〇二九円二五銭五厘と約七割を占めており、職級義納金は二四八円四三銭八厘と少額に止まっていた。⁽¹⁶⁾

④学林制度の定義は、明治二二年六月一三日の「己丑宗達第七号教育例」において学校は小学林・中学林・大学林・大学林支校の四種類にするとされ、明治一八年『天台宗制寺法』での教育制度の枠組みが引き継がれた。「己丑宗達第七号教育例」に先行して下達された一月一日「己丑告第貳号」⁽¹⁸⁾で教育課程が示されており、大学林が五年、中学林が四年、小学林が二年の修学期間とされた。⁽¹⁸⁾

⑤大教区の設置は、明治二二年六月一三日「己丑宗達第六号」において布教拡張のために全国を九つの大教区に分け、教区ごとに大教長、府県ごとに教長・副教長を設置することが規定されている。⁽¹⁹⁾「己丑宗達第六号」で総教長、七月一三日付の任免辞令で教長が任命されており、表1で示した教長の選出府県から、第一教区が関東西部、第二教区が近畿、第三教区が山陽・四国、第四教区が東海、第五教区が九州、第六教区が山陰、第七教区が北陸、第八教区が関東東部、第九教区が東北であったことが分かる。

⑥宗務庁の移転は、明治二一年九月一日「宗務庁告示戊子第七号」⁽²¹⁾で示達されており、浅草寺伝法院から滋賀院に移されることになった。

以上のように、『天台宗定則』によって新たな教団の運営方針が打ち出されたのであるが、その実行は膠着した。宗務庁の幹部職員は、選挙からわずか二ヵ月後の明治二一年一月に「総務局長を始め情願の廉を座主殿下には御斟量ありて、去る十一日解免になりたると同日に新任者に辞令を御手渡しに成りたり」と天台座主に辞任を嘆願しており、選挙を経ずして総務局長は石室孝暢、法務課長は坊城皎然、教務課長は奥田貫照、庶務兼議事課長は尾上慈純、学務兼文書課長は吉田源応、会計兼山務課長は寛舜海に交替された。⁽²²⁾各

大教区の副教長は、明治二二年一〇月二六日に第五教区で九名、一二月一三日に第八教区

で五名が任じられたことに止まっており、⁽²³⁾各府県下に設置すべき中学林も明治二二年一月段階で一三校が認可されたのみであった。⁽²⁴⁾また、明治二二年度会計は前年度借入金返済に一四五〇円三九銭四厘七毛を要したことなどから一三三〇円五三銭二厘五毛の歳入不足を発生させており、諸納金の納入を督促する通達が相次いで出された。⁽²⁵⁾

神仏分離令によって教団が受けた痛手は人材や財源の面から見ても深刻であったことがうかがえるのであり、理念と現実との乖離を埋めることは明治中期に至っても難しかったのである。

二 宗政の停滞と天台座主選挙結果の取消

明治二二年（一八八九）八月十九日、荒廃が進んでいた根本中堂を修繕する工事の開始が宗内に示達された。滋賀県の土木技師による設計見積金額は一万〇八一六円九三銭余に及ぶものであり、末寺一カ寺あたり一円が三カ年にわたって徴集されることになった。⁽²⁶⁾堂塔伽藍保存のために明治一五年に設立された崇叡会は、同二〇年までに五〇万円の勸進を目指していたが、同二二年八月段階で募集金額は一八万六〇〇〇円余に止まっていた。⁽²⁷⁾明治二二年九月二〇日「崇叡会己丑達第壹号」で「募集の元金は既に滋賀県庁の監護を受け、素より支出すべきものにあらず、而して其利潤僅に本会の需用常費を弁するに止まるを如何せん」と述べられているように、⁽²⁸⁾崇叡会の募集金は滋賀県による管理の下で運用されることになっており、目標額に達しない状況で根本中堂の修繕に支出する利潤を生み出すことはできなかつたのである。

一〇月二三日に、臨時営繕部を宗務庁内に設置するとともに、全国の末寺・檀信徒に対する篤志勸募のために東部・西部巡回総監及び巡回員が派遣されることになった。⁽²⁹⁾西部地区を担当した清見淑栄と田中孝永は明治二三年一月一七日に帰山し、三〇〇〇円の篤志を集めたことを報告している。⁽³⁰⁾しかし、一〇月三十一日に総工費が二万四一〇〇円余に膨れ上がったことが示されるとともに、一月二二日に西塔転法輪堂・横川中堂の修繕計画が発表されており、⁽³¹⁾財政難に拍車がかかった。

教学・布教活動も低調が続いた。明治二二年一月二三日「己丑告第六号」では、同二一年六月一三日に徒弟の養育を怠る一三等寺以上の末寺に対して厳しく対処すること、やむを得ない事情がある者は具陳することが告諭されたにも拘わらず、⁽³²⁾届け出を怠り「断仏種の責め」を免れない者が存在するので、⁽³³⁾同二三年三月一五日までに徒弟無き者は必ず取り立てて届け出るよう厳達された。

このような宗務庁の方針に反発する論説が『四明余霞』に掲載された。鷲谷順信の「仏像あるを知て仏性あるを知らず」であり、次のことが論じられている。

（史料1）

一派寺院子弟を養育して断仏種たらしむる勿れの厳命あり、（中略）然るに現今中学林の設置ある幾県なるや、大学林入校の生徒も亦幾県より幾人出るや、（中略）吾か県内の如きは、僅少の疲弊寺院のみなれば、即今切なる中学林設置方法に於てハ、各寺住職は度々集額胸撫する処なるも、未だ其の手段に至らず、且又僻陬の地たるや、其の師範たる人材に乏し、是を他に聘用するの資途も亦無し、（中略）飯袋子と云ふ可き円頂累々山を成すも、伝道の法器とは云ふ可からず

鷲谷の自坊がある長崎県は疲弊寺院ばかりであり、中学林を設置する余裕がなく、教員を務める人材も欠いていることから、このような状況で徒弟を養育しても、「飯袋子」、すなわち食べるだけの役立たずが累々山を成すだけだと主張している⁽³³⁾。

依然として宗政が行き詰まる中で、先述した通り天台座主である三浦の任期が明治二六年三月に満了を迎えた。所撰者全員が三浦の留任を求めたために、その是非をめぐって四等別格寺以上末寺住職と各府県下宗務取締による投票が行われた⁽³⁴⁾。結果は、「改選法ヲ省キ御留任ヲ請フ意見」が一六一名、「宗則規定ニ抛リ改撰ヲ望ム意見」が七名と、三浦は圧倒的多数の支持を受けて留任することになったが、明治二七年九月二〇日に病気の悪化で辞意を表明し、一〇月九日に遷化した⁽³⁵⁾。後任を決める投票は二五日に開票され、中山玄航が一二五点と、八八点を得た村田寂順を押さえて当選している⁽³⁶⁾。

中山の天台座主就任について内務省はなかなか認可を出さず、明治二八年二月二五日に至り選挙結果の取消を命令した。その理由は、選挙の実施を通達した明治二七年九月二二日「甲午宗達第五号」に示された能選者が宗務副取締にまで拡大されたことが『天台宗宗則』の規定に違反したためとされた⁽³⁷⁾。宗務副取締の投票数は八〇票に達したのであるが、このような違反が行われた裏面の事情が『明教新誌』の論説「諸本山住職撰挙に就て」で以下のように説明されている⁽³⁸⁾。

(史料2)

天台座主公撰の挙あるや道路相伝へて言ふ、頗ぶる威望ある二三の者相結托して檄を四方に伝へ、且つ其能撰の資格あらざる者数十名を挙げて以て能撰の事に与からしめ、而して始めて其投票の多同を得たる者なり、(中略)某甲大僧正は候補者の第一位に在り、而して一宗の公衆亦皆其座主たるに適當なるを知る、然れども某甲大僧正自ら其職に就くことを厭ひ、之を遁れんとするに路なきを困み、乃ち二三の者に使喚して檄を四方に伝へ、撰票を他の某甲大僧正に投ぜしめたるには非ざる乎

史料上の「某甲大僧正」は村田のことを指している。拙稿で指摘した通り、村田は明治前期の宗教行政に深く関わった天台宗を代表する宗政家であり、「候補者の第一位」に目される存在であったからである。しかし、村田は天台座主への就任を忌避し、「威望ある二三の者」に対して中山に投票する運動をするよう使喚したとされている⁽⁴⁰⁾。この論説の真偽のほどは分からないが、村田は明治二七年二月一〇日より総務局長の職にあり、選挙の実施要領を左右できる立場にいた⁽⁴¹⁾。この選挙をめぐっては、宮門跡派と山門派による激しい競争が存在したともされており、直面する課題の困難さを憂慮する気持ちで村田をして右のような行動を取らせたとも考えることもあながち的外れではないだろう。

先述した通り、『天台宗宗則』制定直後にも宗務庁幹部職員が挙げて辞任を嘆願しており、村田の前任の総務局長であった石室孝暢も再三にわたって辞意を表明していた⁽⁴²⁾。宗政の舵取り役を欠くような追い詰められた状況の中で、再度教団が目指す方向性について抜本的な議論を行う必要が生じたのである。

三 『天台宗憲章』の制定

明治二八年(一八九五)六月二六日に宗制寺法改正編纂委員七名が任じられ、八月九日に「従来ノ旧記ヲ貯蔵スル者ハ之を集輯シ以テ編纂ノ材料トシ、又自治ノ宗政ニ適時スル

各自ノ意見ヲ提出セシメ其参考ノ資糧ニ供センコトヲ要ス」と、規則編纂のために過去の記録と末寺住職の意見を徴することが示された。⁽⁴³⁾そして、明治二九年四月二九日に闔宗会議綱領及び議員撰出法が出され、規則改正の内容が議論されることになったのである。⁽⁴⁴⁾

闔宗会議の開催に先立つ六月一日に発せられた「丙申宗達第七号」で、既に内務大臣の認可を得た天台座主撰任法が示達された。その内容は、天台座主の公選を廃止するとともに、選任方法として、①天台座主選任の資格を二等寺以上の現任職で探題の経歴を経た者に限ること、②有資格者が二名以上存在した場合は、教師等級の高下↓教師補任日付の前後↓法臘の高下↓年齢の高下の順で高位の者を選任すること、③②の条件が総て同一の場合は抽選を行うこととした。⁽⁴⁵⁾

改正規則が制定される前に天台座主選任法が決定された理由には、内務省による強力な行政指導の存在が想定されるが、宗内において天台座主の公選に懐疑的な意見があったことも見逃せない。『四明余震』掲載の論説「管長撰挙法を廃すへし」では、「抑も管長なるものは一宗一派の主権者にて、闔宗全派の門末が、仰て師事し、伏て尊奉する所の無比最勝の神職者にあらずや、此の神聖者にして末徒の選挙に依憑するものとするは、矛盾の甚きなり」と、天台宗における全ての僧侶と檀信徒が師として仰ぐ天台座主を選挙で選ぶという行為は教団の在り方として矛盾が甚だしいとの指摘がなされたのである。⁽⁴⁶⁾新たな選任法によって選ばれた天台座主は村田であり、六月二四日に内務省の認可を得た。⁽⁴⁷⁾

闔宗会議は七月一七日に開会され、全国から選出された議員三〇名と特選議員五名が参加して一八日から議事が進められ、翌月七日に結了した。⁽⁴⁸⁾議論の結果まとめられた『天台宗憲章』は内務省の認可を得る必要があったが、その折衝は難航した。なぜならば、明治二〇年代に各教団で頻発した紛争の解決に手を焼いた内務省は、規則の改正認可に慎重な姿勢を取っていたからである。⁽⁴⁹⁾『天台宗憲章』の速やかな認可と改正事項の円滑な実施のために八月六日に宗憲実施期成会が組織された。期成会の請願委員と内務省との半年にわたる協議を経て、明治三〇年六月一日に『天台宗憲章』は認可を受けたのである。⁽⁵¹⁾

『天台宗憲章』は、全三四章であり、条文は二二六条に及んでいる。全体は第一編元典と第二編従典に分かれ、元典部分は一宗総会議全員と精査局精査員全員一致、従典部分は一宗総会議議員一〇分の六以上と精査局の賛同を得なければ改正できないとされた（一宗総会議については後述、精査局は各種会議の議決事項を精査する機関）。また、施行細則として『天台宗宗則』が附属しており、全一〇号二一二条構成になっていた。

第二編と『天台宗宗則』において教団運営の具体的な枠組みが示されたが、重視されるのは次の三点である。第一に、教師等級・寺格とそれに対応する負担金などの様々な体系が改めて決定されたことである。すなわち、表2のような一四級の教師等級と義納金が、表3のような一八級の寺格と教師称号・寺格金・住職補任礼禄金が設定された。⁽⁵³⁾住職補任礼禄金は、明治一八年『天台宗宗制寺法』制定に伴って定められた金額に比較すると、一等級格寺が一五円から二五円、二等級格寺が五円から二〇円など大幅な増額になっている。

第二に、従来は存在しなかった定期的な議会である一宗会議が定められたことである。一宗会議は第一種総会議と第二種例年会議に分かれ、前者は教区ごとに選出された議員により四年に一回、後者は総会議議員より互選された議員が毎年一回定期開催するものとされた。

第三に、布教活動の基盤である教区が再定義されたことである。教区は全国で三〇教区

が新たに設置された。各教区には教区内寺院住職によって互選された宗務取締・同副取締と、選挙を経ないで任命される教長・副教長が置かれ、前者は宗費の徴集などの諸宗務を、後者は寺院教師の布教成績・檀信徒の信仰程度を精査監督する任務を担うとされた。

定期的な議会の開催は末寺の意見を宗政に生かそうとする姿勢の現れであり、教団運営のあり方は大きく変化したといえる。『天台宗憲章』の新たな要素を含んだ詳細な規定や宗憲実施期成会の結成は、困難な現実を少しでも理念へ近づけようとする教団を挙げた営為の表れであったと評価できる。

おわりに

本発表の内容を整理したい。明治一八年（一八八五）『天台宗制寺法』を改正する形式で制定された同二一年『天台宗宗則』は、新たな財源としての職級義納金や、布教活動の活性化を図るための九大教区設定など、興学布教・本山維持という目標の達成を意図した規定を盛り込んだものであったが、地方寺院の实情は『天台宗宗則』の内容に対応できるものではなく、財源は大きく不足し、教育・布教活動ともに低迷が続いた。また、崇叡会による勧進が十分に展開しない中で始まった根本中堂の修繕工事は、財政難をさらに悪化させることになった。

教団運営の膠着状況を打開する有効な手段が見出せない状況は、宗内で中心的立場にいた僧侶の宗務に対する意欲を奪うほどのものであった。『天台宗宗則』で定められた天台座主や宗務庁幹部の公選制度は、内務省による天台座主選挙結果の取消一件で見られたように、適切な人物を選出するという本来の機能を果たすことができなかったのである。

天台宗は、『天台宗宗則』編纂以来の闔宗会議を開催し、議論の結果として制定した『天台宗憲章』で新たな教団運営の方向性を示した。それは、定期的に実施する一宗会議の設置、教区の再編成、賦課金の増徴を主たる内容としており、宗内の同意を調達しながら財政を再建して興学布教・本山維持を図るものであったと評価できる。このような目標の帰趨は、『天台宗憲章』の規定をどこまで実体化できるかという宗内僧侶一人ひとりの努力に委ねられたのである。

註

- (1) 拙著『近世の天台宗と延暦寺』（法藏館、二〇二〇年）。
- (2) 梅田義彦『改訂増補日本宗教制度史〈近代篇〉』（東宣出版、一九七一年）、柏原祐泉『日本仏教史近代』（吉川弘文館、一九九〇年）。
- (3) 拙稿「明治前期における天台宗宗務組織の形成」（『天台学報』六四、二〇二二年）。
- (4) 拙稿「芦津実全と『真正哲学殺活自在論』（『禅学研究』九九、二〇二二年）。
- (5) 註(3)前掲拙稿。
- (6) 『四明余霞』五号・六号。
- (7) 『四明余霞』六号。
- (8) 渋谷慈鑑編『校訂増補天台座主記』（第一書房、一九七三年）。
- (9) 『四明余霞』二六号。
- (10) 『四明余霞』二七号。
- (11) 『四明余霞』六三号。
- (12) 『四明余霞』七号。
- (13) 『四明余霞』九号。
- (14) 宗務庁幹部は、明治二四年八月二〇日に根本中堂修繕工事が継続中であったことなどを理由に一年間任期が延長され（『四明余霞』四四号）、明治二五年八月二〇日に改選の通達が出されている（『四

明余霞』五六号)。各地方宗務正副取締は明治二四年七月一〇日に改選が通達された(『四明余霞』四三号)。

- (15) 『四明余霞』一〇号。
- (16) 『四明余霞』二八号附録。
- (17) 『四明余霞』一八号。
- (18) 『四明余霞』一三号。
- (19) 『四明余霞』一八号。
- (20) 『四明余霞』二〇号。
- (21) 『四明余霞』一〇号。
- (22) 『四明余霞』一一号。
- (23) 『四明余霞』二三号・二四号。
- (24) 『四明余霞』二三号。
- (25) 明治二二年一月二〇日と同日二三年五月二〇日に諸納金未納について督促する通達が出されている(『四明余霞』二四号・二九号)。
- (26) 『四明余霞』二〇号。
- (27) 註(3) 前掲拙稿、『四明余霞』一一号。
- (28) 『四明余霞』二二号。
- (29) 『四明余霞』二二号。
- (30) 『四明余霞』二五号。
- (31) 『四明余霞』三五号・三六号。西塔転法輪堂・横川中堂の設計額は一万二八五七円三六銭七厘に達するものであった(『四明余霞』四〇号)。
- (32) 『四明余霞』二四号、『明教新誌』二四三四号。
- (33) 『四明余霞』二七号、『四明余霞』七六号の論説「奠都祭に就て」から、鷺谷の自坊が長崎県にあつたことが分かる。
- (34) 『四明余霞』六三号。
- (35) 『四明余霞』八一号・八二号。
- (36) 『四明余霞』八三号。
- (37) 『明教新誌』三五五一号。
- (38) 『明教新誌』三五〇二号。
- (39) 註(3) 前掲拙稿。
- (40) 『四明余霞』七四号。
- (41) 『明教新誌』三四九六号。
- (42) 『四明余霞』七三号。石室は「再三の辞表を以て遂に其椅子を返還せられたり」と強硬に辞意を表した。
- (43) 『四明余霞』九一号・九二号。
- (44) 『四明余霞』一〇一号。
- (45) 『四明余霞』一〇二号。
- (46) 『四明余霞』一〇四号。
- (47) 『四明余霞』一〇三号。
- (48) 『四明余霞』一〇三号・一〇四号。
- (49) 『明教新誌』三四六六号。
- (50) 『四明余霞』一〇四号。
- (51) 『四明余霞』一一四号。
- (52) 『天台宗宗憲』(大正大学図書館蔵)。
- (53) 註(3) 前掲拙稿。

表2 教師等級と義納金

等級	教師称号	義納金
一級	大僧正	3円
二級	権大僧正	2円50銭
三級	僧正	1円75銭
四級	権僧正	1円25銭
五級	大僧都	75銭
六級	権大僧都	60銭
七級	僧都	50銭
八級	少僧都	45銭
九級	権少僧都	40銭
十級	大律師	30銭
十一級	中律師	25銭
十二級	律師	20銭
十三級	権律師	15銭
十四級	教師試補	10銭

表1 九大教区の総教長・教長

教区名	総教長	教長
第一教区	奥田貫照	修多羅亮延（東京府自証院）、浮岳堯欽（神奈川県深大寺）、固山亮宥（埼玉県中院）、鈴木栄純（群馬県真光寺）、藤波儀善（山梨県法性寺）
第二教区	三津玄深	松景仙空（京都府理性院）、岡厚順（大阪府東光院）、金森祐賛（奈良県金輪院）、原田行慶（滋賀県本覚院）、大聖寺実広（和歌山県雲蓋院）
第三教区	加藤慈晃	大谷智真（兵庫県斑鳩寺）、葉上実海（岡山県金山寺）、清家義澄（愛媛県安養寺）
第四教区	高木習道	中村藤契（愛知県密蔵院）、清水性啓（三重県仏眼院）、海老原順海（静岡県智満寺）、坂本実要（岐阜県横蔵寺）
第五教区	甘井亮憲	一宮観亮（長崎県万松院）、伝弘応（熊本県延寿寺）、円焔湛明（宮崎県善正寺）、堀田定音（福岡県妙音寺）、坂井賢光（大分県千灯寺）、嘉瀬慶範（佐賀県安福寺）
第六教区	小川賢教	岡田泰忍（島根県恵明院）、不二門智光（島根県大雲院）
第七教区	三輪澄諦	木津行寛（富山県円隆寺）、津田堯信（新潟県国分寺）、吉沢義道（長野県光前寺）、佐々木慈舜（石川県西養寺）、永宮智天（福井県窓安寺）
第八教区	彦阪諶厚	小野寺良頭（茨城県逢善寺）、冷泉実田（千葉県行元寺）、太田純融（栃木県宝蔵寺）
第九教区	高築亮宥	梅小路亮湛（宮城県仙岳院）、島田孝詮（福島県満福寺）、太田浄由（山形県正楽寺）、柏道広（青森県報恩寺）

表3 寺格と教師称号・負担金

寺格	教師称号	寺格金	住職補任礼録金
総本山			
門跡	門跡寺		30円
別格寺	一等別格寺	同上	25円
	二等別格寺	権大僧正	20円
	三等別格寺	僧正	15円
	四等別格寺	権僧正	12円50銭
大寺	五等寺	同上	40円 40円
	六等寺	大僧都	25円 25円
	七等寺	権大僧都	15円 15円
直末寺	八等寺	僧都	12円 12円
	九等寺	少僧都	9円 9円
	十等寺	権少僧都	8円 8円
又末寺	十一等寺	大律師	5円50銭 5円50銭
	十二等寺	同上	4円50銭 4円50銭
	十三等寺	中律師	3円50銭 3円50銭
曾孫末寺	十四等寺	律師	1円50銭 1円50銭
	十五等寺	権律師	75銭 75銭
玄孫末寺	等外一等寺	教師試補	30銭 30銭
	等外二等寺	同上	20銭 20銭
	等外三等寺	同上	10銭 10銭